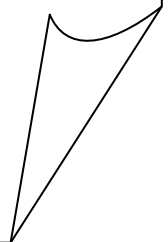


第 3 章

計画段階配慮事項の選定等



計画段階配慮事項の選定並びに計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価については、発電所アセス省令に基づき行うこととなっている。発電所アセス省令では、計画段階配慮事項について一般的に選定される項目及び調査等の手法は定められていないが、発電所の一般的な事業特性及び立地場所の地域特性を踏まえ、発電所の種類毎に一般的に想定される計画段階配慮事項の考え方や項目、計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の具体的内容について解説する。なお、解説に当たって想定した発電所の一般的な事業の内容は第4章に示している。

計画段階配慮事項の項目及び計画段階配慮事項に係る調査等の手法の選定に当たっては、その趣旨を十分踏まえた上で、発電所アセス省令に基づき行われなければならない。

1 環境影響の重大性（重大な影響）の考え方

計画段階配慮事項の選定に当たっては、発電所アセス省令第5条に基づき、重大な影響を受けるおそれがある環境要素について、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について検討することとなっている。また、当該検討は、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、影響要因ごとに行うこととなっている。

重大な影響を受けるおそれとは、事業特性（影響要因の内容や強度、例えば、保全対象の分布状況と事業の実施が想定される範囲との重なりや程度や不可逆的な変化を引き起こすかどうか等）と地域特性（保全対象の重要性の程度や地域における分布状況等）を踏まえるものであることに鑑みると直接改変等による保全対象の消失、縮小が回避できない場合であり、次のイ、ロに該当する場合は重大な影響を受けるおそれがある場合として取り扱わず、配慮書段階における計画段階配慮事項として選定しないことができる。

イ 環境保全措置を講じることにより影響を回避・低減が可能と考えられる場合

ロ 影響が可逆的、短期的または限定的である場合

発電所アセス省令

（計画段階配慮事項の選定）

第五条 第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（本条において「影響要因」という。）により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関し、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合においては、前条の規定により把握した配慮書事業特性及び配慮書地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として配慮書事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。なお、この場合において、第一号に掲げる影響要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。

一 第一種事業の工事の実施（第一種事業の一部として、第一種事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）

- 二 第一種事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は当該工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって第一種事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）
- 3 第一項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。
- 一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- イ 大気環境
- （１） 大気質
- （２） 騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）
- （３） 振動
- （４） 悪臭
- （５） （１）から（４）までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
- ロ 水環境
- （１） 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）
- （２） 水底の底質
- （３） 地下水の水質及び水位
- （４） （１）から（３）までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
- ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）
- （１） 地形及び地質
- （２） 地盤
- （３） 土壌
- （４） その他の環境要素
- 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- イ 動物
- ロ 植物
- ハ 生態系
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- イ 景観
- ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
- イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）
- ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）
- 五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
放射線の量
- 4 第一項の規定による計画段階配慮事項の選定は、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにす

るよう努めるものとする。

- 5 第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、第一項の規定により選定された事項（以下「選定事項」という。）として選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。

2 計画段階配慮事項の選定の考え方

計画段階配慮事項は、方法書手続における参考項目を参考に、事業実施地域の特性や事業の特性を勘案しつつ選定することとなるが、計画段階では、特に環境影響が大きいと想定される事項を配慮事項として選定することとなる。

(1) 工事中の環境影響に関する計画段階配慮事項の考え方

表 3.1 に示すような環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であることから、一般的な事業においては、特に環境影響が大きいと想定される事項とはならない。しかし、工事中において、周辺環境に対して重大な環境影響が想定される場合は、必要に応じ計画段階配慮事項を選定する。

表 3.1

No	環境要因	環境要素	環境保全措置の例
1	工事用資材の搬出入	大気環境（窒素酸化物、粉じん等、騒音、振動）、人と自然とのふれあいの場	工程調整等
2	建設機械の稼働	大気環境（窒素酸化物、粉じん等、騒音、振動）	工程調整等
3		水質（水の濁り）	排水の適正な処理、水の濁りの拡散防止対策等、
4		水環境（底質）	有害物質の拡散防止対策等
5	造成等の施工	動物、植物、生態系	工程調整等
6		水質（水の濁り、水素イオン濃度）	排水の適正な処理、水の濁りの拡散防止対策等
7	廃棄物の発生	廃棄物等	再使用、再生利用、適正な処理等

(2) 供用時の環境影響に関する計画段階配慮事項の考え方

表 3.2 に示す事項は、一般的な事業において重大な環境影響が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定することが想定される。一方で、表 3.3 に示す事項については、これまでの環境影響評価の実績等を踏まえると、表に示すような環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であることから、一般的な事業においては、特に環境影響が大きいと想定される事項とはならない。

表 3.2

No	環境要因	環境要素と環境影響
1	地形改変及び施設の存在	重要な地形及び地質の消失等
2		土地の安定性の変化
3		主要な眺望点、景観資源及び眺望景観の消失等
4		動物、植物及び生態系への影響（重要な種や生息地、生態系の消失、縮小等）
5		人と自然との触れ合いの活動の場の消失等
6	貯水池の存在	重要な地形及び地質を水没させる等

7		動物、植物及び生態系への影響（重要な種や生息地、生態系の消失、縮小等）
8		人と自然との触れ合いの活動の場の消失等
9	施設の稼働	騒音による周辺住民等への影響
10		動物、植物への影響（重要な種や生息地）

注：No. 3 と No. 5 の事項については、風力発電所については、表 3.3 の No. 5 と No. 6 に示すように、適切な環境保全措置により環境影響が低減できることから、一般的な事業においては、特に環境影響が大きいと想定される事項とはならない。

表 3.3

No	環境要因		環境要素	環境保全措置の例
1	地形改変及び施設の存在		大気環境（石炭粉じん）	地形改変の最小化、飛散防止（気密構造、散水、加湿等）など
2			水環境（流向及び流速）	地形改変の最小化等
3			水環境（水の濁り）	地表面の保護(保護植栽・シート等)、調整池の設置
4			その他の環境（反射光）	太陽電池パネル周辺への常緑樹の植栽、パネルの配置（方位）の検討
5			その他の環境(重要な地形及び地質)	風車配置の変更等
6			人と自然との触れ合いの活動の場	
7	施設の稼働	排ガス	大気環境（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、硫化水素）	排煙処理装置や硫化水素除去装置の設置等
8			温室効果ガス等（二酸化炭素）	熱効率等において最高技術レベルの設備を導入すること等
9		排水	水環境（水の汚れ及び富栄養化）	排水の適正な処理等
10		温排水	水環境（流向及び流速）	地形改変の範囲を必要最小限にすることなど
			水環境（水温）	取放水温度差の管理等
11		機械等の稼働	騒音、振動	建屋内への収納、防音カバー、防音壁の設置、強固な基礎の設置等
			大気環境（石炭粉じん）	飛散防止（気密構造、散水、加湿等）
12		地熱流体の採取及び	水環境（温泉）	地熱流体と温泉水が不透水層により隔てられているかの確認や、生産井・還元井について
13			その他の環境（地盤）	

		熱水の還元		て、不透水層の下まで鋼管を挿入し、鋼管と坑井壁との間をセメンチングするなど
14			その他の環境（風車の影）	風車配置の変更等
15	資材等の搬出入		大気環境（窒素酸化物、粉じん等）	工程調整等
16			騒音、振動	
17			人と自然との触れ合いの活動の場	
18	廃棄物の発生		廃棄物等	再使用、再生利用、適正処理等
19	貯水池の存在		水環境（水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温）	適正な河川維持流量を放流すること等
20	河川の取水		水環境（水の汚れ）	
21			動植物（陸域）、生態系	
22			人と自然との触れ合いの活動の場	

(3)放射性物質に関する計画段階配慮事項の考え方

当該特定対象事業の実施により、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがあると判断される場合には放射線の量を計画段階配慮事項として選定する必要がある。土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合としては、検討の時点で避難指示区域等で法対象事業を実施する場合を一つの目安とすることが想定される。具体的には、①特定対象事業の検討時点で避難指示が出されている区域においては、原則、計画段階配慮事項として放射線量を選定するか否かを検討することが求められ（ただし、区域内の場所によっては空間線量率が十分低減し、復興に向けた取組を進めている場所もあることに対し留意が必要）、②避難指示区域外であっても、地域特性や事業特性に鑑み、同等の環境影響が高い蓋然性で想定される地域で特定対象事業を実施する計画を立てる場合には、計画段階配慮事項として放射線の量を選定するか否かを検討することが求められる。

環境要素	事業特性を踏まえた環境要素に対する影響
放射線の量	〈工事中〉 ○工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響により、一般環境中の放射性物質への影響が考えられるが、粉じん、水の濁り、廃棄物及び残土の適正な管理等の環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することが可能である。

(4)配慮書地域特性

事業実施想定区域の周囲 1 k m の範囲内において、その消失・縮小が重大な影

響となりうるものとして、以下に掲げる地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき保全対象の有無を確認する。また、事業実施想定区域及びその周囲において、「住居専用地域、学校、病院、福祉施設等の環境影響を受けやすい地域又は対象」、「環境基準の未達成地域、規制基準等が超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれのある地域」の有無についても確認する。

これらの確認結果を参考に、重大な影響を受けるおそれがある環境要素ごとの計画段階配慮事項の選定を検討することが考えられる。

- イ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は同法第 72 条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域
- ロ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第 45 条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域
- ハ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域
- ニ 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- ホ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- ヘ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
- ト 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- チ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
- リ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域
- ヌ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
- ル 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保全区域
- ヲ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域
- ワ 地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象

3 調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の基本的な手法は、発電所アセス省令第6条から第10条に規定している。

調査は、国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理、解析することが基本である。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等から科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られない場合には、現地調査等を行う（発電所アセス省令第7条第1項第2号）。

予測は、環境の変化や環境への負荷量について、事例の引用又は解析等の方法により、事業実施想定区域と保全対象の範囲との重ね合わせによる手法など簡易な手法であっても可能な限り定量的に行い、定量的な把握が困難な場合には定行的に行うこととなる（発電所アセス省令第8条第1項第1号）。

評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合には当該複数案ごとに環境影響の重大性の程度を比較し、複数案が設定されていない場合には重大な影響ができる限り回避、低減されているかを検討することとなる（発電所アセス省令第9条第1号、第2号）。国又は関係地方公共団体が環境の基準や目標を示している場合には、当該基準等に照らすことを明らかにし、調査及び予測の結果との整合性を検討することとなる（発電所アセス省令第9条第3号）。

詳細な予測及び評価は方法書以降の手続で行うこととなるため、配慮書段階では原則として比較的簡易な手法により行うことになるが、配慮書段階での予測や評価の指標は、簡易であっても定量的に行えるものを可能な限り用いることが望ましい。

なお、複数案において、環境影響に著しい差異がない場合等は、必要に応じて計画段階配慮事項や調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うこととなる（発電所アセス省令第10条第2項）。また、調査、予測及び評価の手法の選定について、その理由を明らかにできるよう整理することが求められる（発電所アセス省令第10条第3項）。

発電所アセス省令

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）

第六条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び第一種事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。

- 一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法
- 二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の

注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

- 三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項 まとまって存在し、かつ生態系の保全上重要な自然環境であって、次の各号に掲げるものに対する影響の程度を把握する方法
- イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であって、人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱なもの
- ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
- ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であって、地域において重要な機能を有するもの
- ニ 都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。）並びに水辺地等の自然環境であって、地域を特徴づける重要なもの
- 四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量及び最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を、それぞれ把握する手法
- 七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項 放射線の量の変化を把握する方法

（調査の手法の選定の留意事項）

第七条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。

- 一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- 二 調査の基本的な手法 国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等から科学的知見を聴取する手法（専門家等から科学的知見を聴取してもなお必要な情報が得られないときは、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及

び解析する手法))

- 三 調査の対象とする地域（次条において「調査地域」という。） 第一種事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある
と想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺
の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、法令等により情報の収集、
整理又は解析の手法が定められている環境要素に係る選定事項に係るものにつ
いては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法
を選定するものとする。
- 3 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又
は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意する
ものとする。
- 4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文
献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場
合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、
当該情報の公開に当たり、当該動植物の種及びその生息又は生育の場所を特定で
きないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものと
する。

（予測の手法の選定の留意事項）

- 第八条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する予測の手法の選定に当たっ
ては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に
定めるものを、選定事項に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を
把握する手法として、科学的知見の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、配
慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必
要とされる水準が確保されるよう、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに選
定するものとする。
- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引
用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難
な場合にあっては、定性的に把握する手法）
- 二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから
適切に選定された地域
- 2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範
囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項に
ついて、選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性に照らし、それぞ
れその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにす
るものとする。

（評価の手法の選定の留意事項）

- 第九条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定に当たっ
ては、調査及び予測の結果を踏まえ、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 第三条の規定により構造等に関する複数案が設定されている場合は、当該構
造等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響の重大性の程度を整理
し、これらを比較すること。
- 二 構造等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業の実施により
当該選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある重大な影響が、実行可能な範
囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

三 前二号の場合において、国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は当該目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は当該目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかをできる限り検討すること。この場合において、第一種事業の工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかをできる限り検討すること。

四 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(調査、予測及び評価の手法の選定の留意事項)

第十条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法（この条において「手法」という。）の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

2 前条までの調査、予測及び評価の結果、構造等に関する複数案（第三条の規定により設定されている場合に限る。）の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。

3 手法の選定を行ったときは、当該選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

具体的には、発電事業において一般的に想定される計画段階配慮事項について、以下のとおり、調査、予測及び評価を行う方法が考えられるが、評価等の手法は多様かつ柔軟な手法が許容されるべきで、これら手法や考え方等は例示であり、個々の配慮書事業特性や配慮書地域特性に応じて、事業者が創意工夫によって最適な手法を選択すべきものである。

なお、先行して現況調査等を実施する場合には（特に風力発電所及び地熱発電所の場合）、必要に応じ、参考資料V「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について（平成30年3月、NEDO）」等を参考とすることができる。

(1) 騒音

1) 調査すべき情報

騒音の状況並びに環境保全対象施設等の分布の状況

2) 調査の基本的な手法

入手可能な最新の文献その他の資料により、騒音の状況並びに環境保全対象施設等の分布の状況を整理する。文献その他の資料には、次のようなものがあげられる。なお、必要に応じて、専門家等への聞き取り調査を行う。

・「土地分類基本調査」（国土交通省）

- ・ 類型指定図
 - ・ 都道府県、市町村が測定した騒音の調査結果
 - ・ 住宅地図
 - ・ 用途地域指定状況図
- 3) 調査の対象とする地域
- 事業実施想定区域及び音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。
- 4) 予測の基本的な手法
- 予測は文献その他の資料から得られた情報をもとに、事例の引用又は解析により環境影響の重大性の程度を把握するが、基本的な手法としては次のようなものがあげられる。
- ・ 騒音の伝搬する区域と環境保全について特に配慮が必要な施設（学校、病院、住宅等）の分布との位置関係の重ね合わせ（オーバーレイ）により、環境影響の重大性の程度を把握する。
 - ・ 環境保全措置を実施する場合、当該措置の内容を踏まえ環境影響の重大性の程度を把握する。
- 予測範囲は、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。
- 5) 評価の手法
- 評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合は、複数案ごとに騒音の環境影響の重大性の程度を整理し、これを比較する。
- 複数案が設定されていない場合は、騒音の重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。具体的には、以下の視点で評価を行う。
- ・ 騒音に係る重大な環境影響が環境保全について特に配慮が必要な施設（学校、病院、住宅等）の分布地域に及ぶ可能性

(2) 地形及び地質

- 1) 調査すべき情報
- 重要な地形及び地質の分布
- 2) 調査の基本的な手法
- 入手可能な最新の文献その他の資料により、重要な地形及び地質の分布を整理する。文献その他の資料には、次のようなものがあげられる。なお、必要に応じて、専門家等への聞き取り調査を行う。
- ・ 「土地分類基本調査」（国土交通省）
 - ・ 「環境白書」（地方公共団体）
 - ・ 「日本の地形レッドデータブック」（日本の地形レッドデータブック作成委員会）
 - ・ 「日本の典型地形 都道府県別一覧」（国土地理院）
 - ・ 「自然環境保全基礎調査」（環境省）
 - ・ 文化財指定状況（文化庁、地方公共団体）
 - ・ 「海図、沿岸の海の基本図」（海上保安庁）
 - ・ 環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム（環境省）
- 3) 調査の対象とする地域
- 事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内の地域とする。
- 4) 予測の基本的な手法
- 予測は文献その他の資料から得られた情報をもとに、事例の引用又は

解析により環境影響の重大性の程度を把握するが、基本的な手法としては次のようなものがあげられる。

- ・事業実施想定区域と重要な地形及び地質の分布との位置関係の重ね合わせ（オーバーレイ）により、直接改変がある場合は想定される改変面積により、環境影響の重大性の程度を把握する。
- ・環境保全措置を実施する場合、当該措置の内容を踏まえ環境影響の重大性の程度を把握する。

予測範囲は、構造物の設置等による重要な地形及び地質の消失等を予測することから、事業実施想定区域とする。

5) 評価の手法

評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合は、複数案ごとに環境影響の重大性の程度を整理し、これを比較する。

複数案が設定されていない場合は、重要な地形及び地質に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。具体的には、以下の視点で評価を行う。

- ・重要な地形及び地質の直接改変の有無
- ・重要な地形及び地質の直接改変がある場合は、改変面積の最小化の検討

(3) 土地の安定性

1) 調査すべき情報

土地の安定性の状況

2) 調査の基本的な手法

入手可能な最新の文献その他の資料により、重要な地形及び地質の分布を整理する。文献その他の資料には、次のようなものがあげられる。なお、必要に応じて、専門家等への聞き取り調査を行う。

- ・「土地分類基本調査」（国土交通省）
- ・「日本の典型地形 都道府県別一覧」（国土地理院）
- ・環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム（環境省）
- ・国土地理院地形図
- ・航空写真、土地利用図、現存植生図
- ・都道府県土木事務所等管内図

3) 調査の対象とする地域

事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内の地域とする。

4) 予測の基本的な手法

予測は文献その他の資料から得られた情報をもとに、事例の引用又は解析により環境影響の重大性の程度を把握するが、基本的な手法としては次のようなものがあげられる。

- ・事業実施想定区域と地形・傾斜・林地の分布との位置関係の重ね合わせ（オーバーレイ）により、直接改変がある場合は想定される改変面積により、環境影響の重大性の程度を把握する。
- ・環境保全措置を実施する場合、当該措置の内容を踏まえ環境影響の重大性の程度を把握する。
- ・環境保全措置については、土質工学的な観点から想定される対策工法について整理するとともに、林地及び傾斜地の改変面積の縮小化の可否についても整理する。

予測範囲は、構造物の設置等による土地の安定性の変化の程度を予測することから、事業実施想定区域とする。

5) 評価の手法

評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合は、複数案ごとに環境影響の重大性の程度を整理し、これを比較する。

複数案が設定されていない場合は、土地の安定性に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。具体的には、以下の視点で評価を行う。

- ・林地及び傾斜地の改変面積の縮小化

(4) 動物(陸域)

1) 調査すべき情報

重要な種及び注目すべき生息地の分布

2) 調査の基本的な手法

入手可能な最新の文献その他の資料により、重要な種等の分布や分布の可能性を整理する。文献その他の資料には、次のようなものがあげられる。なお、必要に応じて、専門家等への聞き取り調査を行う。

- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における生息地等保護区（環境省）
- ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の指定湿地（外務省）
- ・「自然環境保全基礎調査」（環境省）
- ・「レッドリスト」、「レッドデータブック」（環境省、地方公共団体）
- ・自然公園における動植物等調査報告書（環境省、地方公共団体）
- ・「河川水辺の国勢調査」（国土交通省）
- ・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」（水産庁）
- ・文化財指定状況（文化庁、地方公共団体）
- ・環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム（環境省）

3) 調査の対象とする地域

事業実施想定区域又は必要に応じて設定した地域とする。

4) 予測の基本的な手法

予測は文献その他の資料から得られた情報をもとに、事例の引用又は解析により環境影響の重大性の程度を把握するが、基本的な手法としては次のようなものがあげられる。

- ・事業実施想定区域と重要な種及び注目すべき生息地の分布位置との重ね合わせ（オーバーレイ）により、直接改変がある場合は想定される改変面積により、環境影響の重大性の程度を把握する。
- ・環境保全措置の内容を踏まえ、環境影響の重大性の程度を把握する。

なお、予測対象とする重要な種等は、原則として、事業実施想定区域及びその周囲で位置が特定できる重要な種等を対象とするが、事業実施想定区域において分布の可能性のある重要な種等を対象とすることもできる。その場合、重要な種や注目すべき生息地に影響が及ぶと考えられる区域を推定し、その区域における重要な種等の影響（死傷、逃避、生息・繁殖阻害、生息域の減少等）を把握する。

予測範囲は、構造物の設置等による重要な種等の消失等を予測するこ

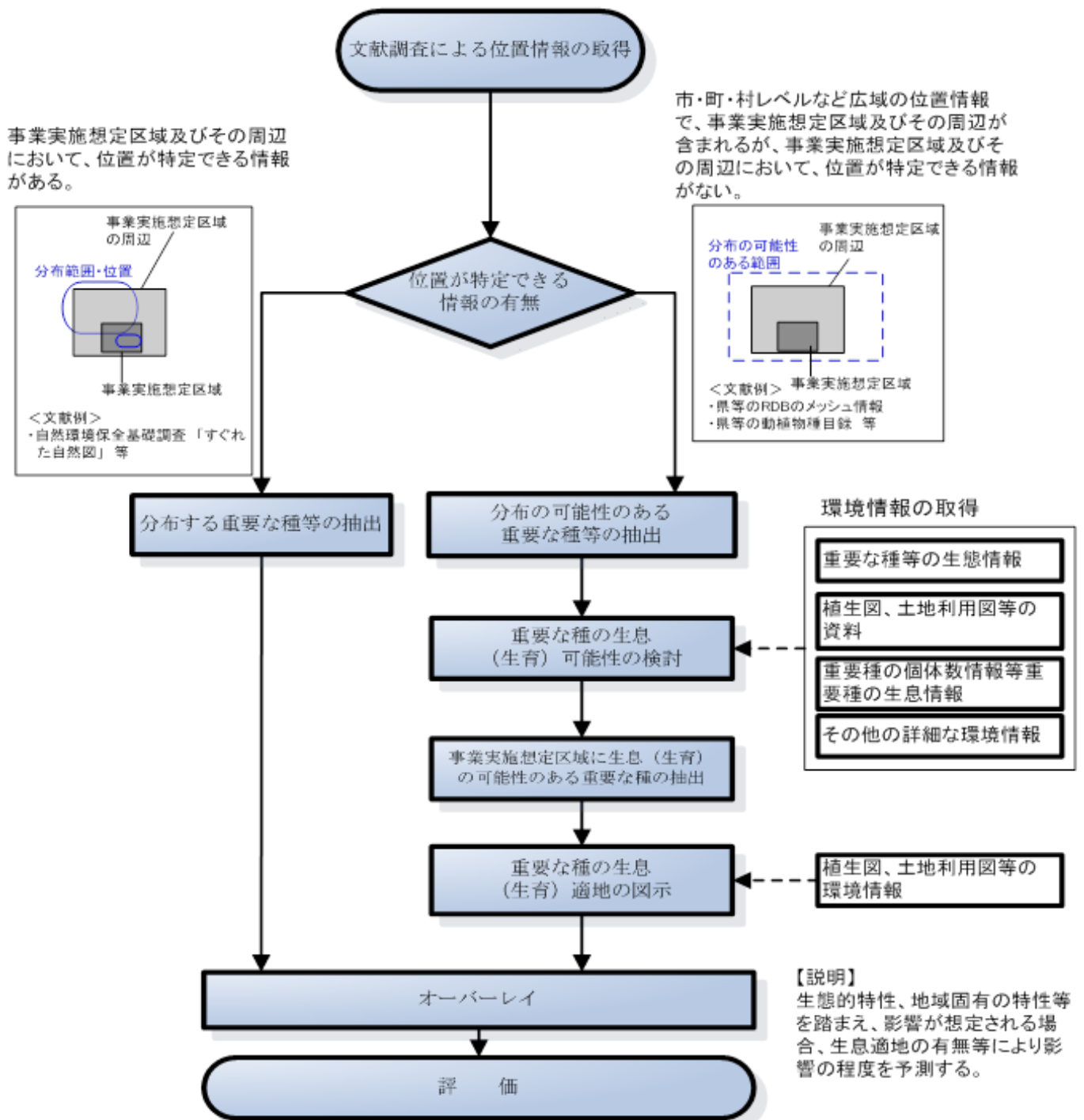
とから、事業実施想定区域又は必要に応じて設定した調査地域とする。

5) 評価の手法

評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合は、複数案ごとに環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較する。

複数案が設定されていない場合は、重要な種及び注目すべき生息地に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。具体的には、以下の視点での評価を行う。

- ・重要な種及び注目すべき生息地の分布地域の直接改変の有無
- ・重要な種及び注目すべき生息地の分布地域の直接改変がある場合は、改変面積の最小化の検討



動植物（陸域）に関する調査、予測及び評価のフローの例

※分布の可能性のある重要な動植物の種等の抽出

配慮書段階では動植物に関する情報の収集は既存資料により行うことを基本としている。このため、例えばレッドデータブックで情報不足（DD）のカテゴリに分類されている種は、分布情報だけでなく生態特性の情報も乏しいことが多いことから、配慮書段階では予測及び評価の対象として扱わず方法書以降の段階で現地調査の対象とすること等により、その影響を把握することが望ましい。

既存資料の多少に関わらず、事業実施想定区域及びその周囲の土地利用状況、地形、植生等の特性を考慮し、分布の可能性のある重要な種等を絞り込むことができる。

(5) 植物(陸域)

1) 調査すべき情報

重要な種及び重要な群落の分布

2) 調査の基本的な手法

入手可能な最新の文献その他の資料により、重要な種等の分布やその可能性を整理する。文献その他の資料には、次のようなものがあげられる。なお、必要に応じて、専門家等への聞き取り調査を行う。

- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における生息地等保護区（環境省、地方公共団体）
- ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の指定湿地（外務省）
- ・「自然環境保全基礎調査」（環境省）
- ・「レッドリスト」、「レッドデータブック」（環境省、地方公共団体）
- ・「自然公園における動植物等調査報告書」（環境省、地方公共団体）
- ・「河川水辺の国勢調査」（国土交通省）
- ・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」（水産庁）
- ・文化財指定状況（文化庁、地方公共団体）
- ・環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム（環境省）

3) 調査の対象とする地域

事業実施想定区域又は必要に応じて設定した地域とする。

4) 予測の基本的な手法

予測は文献その他の資料から得られた情報をもとに、事例の引用又は解析により環境影響の重大性の程度を把握するが、基本的な手法としては次のようなものがあげられる。

- ・事業実施想定区域と重要な種等の分布位置との重ね合わせ（オーバーレイ）により、直接改変がある場合は改変面積により、環境影響の重大性の程度を把握する。
- ・環境保全措置の内容を踏まえ、環境影響の重大性の程度を把握する。

なお、予測対象となる重要な種等は、事業実施想定区域及びその周囲で位置が特定できる重要な種等のほか、事業実施想定区域において分布の可能性のある重要な種等についても対象とすることができる。

予測範囲は、構造物の設置等による重要な種等の消失を予測することから、事業実施想定区域又は必要に応じて設定した地域とする。

5) 評価の手法

評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合は、複数案ごとに環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較する。

複数案が設定されていない場合は、重要な種等に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。具体的には、以下の視点での評価を行う。

- ・重要な種及び重要な群落の分布地域の直接改変の有無
- ・重要な種及び重要な群落の分布地域の直接改変がある場合は、改変面積の最小化の検討

(6) 動物(海域)

1) 調査すべき情報

重要な種及び注目すべき生息地、干潟、藻場、サンゴ礁の分布

2) 調査の基本的な手法

入手可能な最新の文献その他の資料により、重要な種等の分布を整理する。文献その他の資料には、次のようなものがあげられる。なお、必要に応じて、専門家等への聞き取り調査を行う。

- ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の指定湿地（外務省）
- ・「自然環境保全基礎調査」（環境省）
- ・「日本の干潟、藻場、サンゴ礁の現況」（環境省）
- ・「レッドリスト」、「レッドデータブック」（環境省、地方公共団体）
- ・文化財指定状況（文化庁、地方公共団体）
- ・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」（水産庁）
- ・港湾計画資料
- ・環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム（環境省）

3) 調査の対象とする地域

i) 地形改変及び施設の有存在

事業実施想定区域又は必要に応じて設定した地域とする。

ii) 施設の稼働（温排水）

放水口近傍の海域とする。

4) 予測の基本的な手法

予測は文献その他の資料から得られた情報をもとに、事例の引用又は解析により環境影響の重大性の程度を把握するが、基本的な手法としては次のようなものがあげられる。

i) 地形改変及び施設の有存在

- ・事業実施想定区域と重要な種等の分布位置との重ね合わせ（オーバーレイ）により、直接改変がある場合は想定される改変面積により、環境影響の重大性の程度を把握する。
- ・環境保全措置の内容を踏まえ、環境影響の重大性の程度を把握する。

予測範囲は、構造物の設置等による重要な種等の死傷を予測することから、事業実施想定区域又は必要に応じて設定した地域とする。

ii) 施設の稼働（温排水）

- ・温排水拡散推定範囲（海表面3℃上昇域）と重要な種等の分布位置から、環境影響の重大性の程度を把握する。温排水の拡散推定範囲（海表面3℃上昇域）は、温排水の総熱量と拡散面積との関

係より推定する。

- ・環境保全措置の内容を踏まえ、環境影響の重大性（温排水拡散範囲（海表面3℃上昇域））の程度を把握する。

予測範囲は、温排水の拡散による重要な種等への影響を予測することから、放水口近傍の海域とする。

5) 評価の手法

評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合は、複数案ごとに環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較する。

複数案が設定されていない場合は、重要な種等に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。

i) 地形改変及び施設の存在

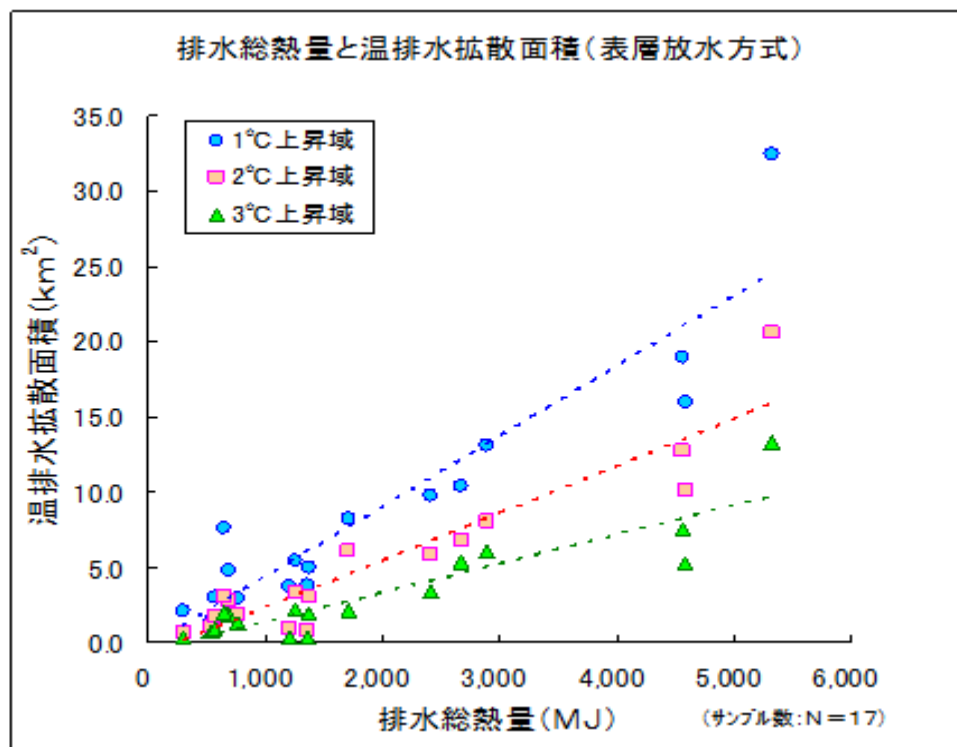
具体的には、以下の視点での評価を行う。

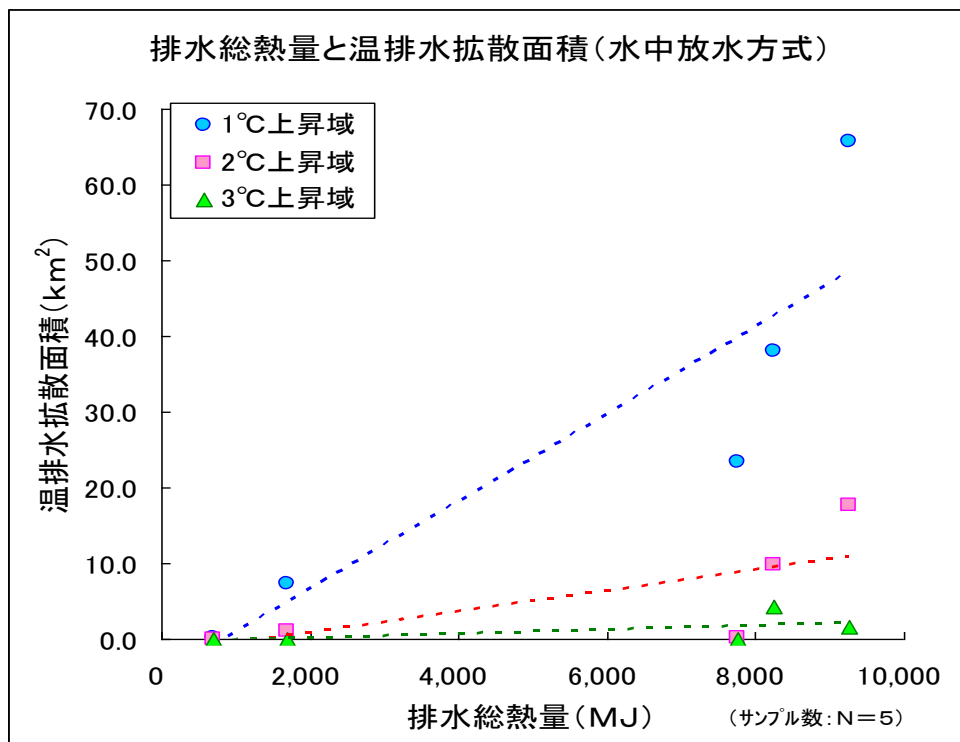
- ・重要な種等の分布する海域の直接改変の有無
- ・重要な種等の分布する海域の直接改変がある場合は、改変面積の最小化の検討

ii) 施設の稼働（温排水）

具体的には、以下の視点での評価を行う。

- ・温排水拡散推定範囲が重要な種等の分布する海域に及ぶ可能性





排水総熱量と温排水拡散面積（海表面1～3℃上昇域）との関係
[平成23年までの環境影響評価法対象事業火力・原子力発電所環境影響評価書より作成]

(7) 植物(海域)

1) 調査すべき情報

干潟、藻場、サンゴ礁の分布

2) 調査の基本的な手法

入手可能な最新の文献その他の資料により、干潟、藻場、サンゴ礁の分布を整理する。文献その他の資料には、次のようなものがあげられる。なお、必要に応じて、専門家等への聞き取り調査を行う。

- ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の指定湿地（外務省）
- ・「自然環境保全基礎調査」（環境省）
- ・「日本の干潟、藻場、サンゴ礁の現況」（環境省）
- ・「レッドリスト」、「レッドデータブック」（環境省、地方公共団体）
- ・文化財指定状況（文化庁、地方公共団体）
- ・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」（水産庁）
- ・港湾計画資料
- ・文化財指定状況（文化庁、地方公共団体）
- ・環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム（環境省）

3) 調査の対象とする地域

i) 地形改変及び施設が存在

事業実施想定区域又は必要に応じて設定した地域とする。

ii) 施設の稼働（温排水）

放水口近傍の海域とする。

4) 予測の基本的な手法

予測は文献その他の資料から得られた情報をもとに、事例の引用又は解析により環境影響の重大性の程度を把握するが、基本的な手法としては次のようなものがあげられる。

i) 地形改変及び施設の存在

- ・事業実施想定区域と干潟、藻場、サンゴ礁の分布位置との重ね合わせ（オーバーレイ）により、直接改変がある場合は想定される改変面積により、環境影響の重大性の程度を把握する。
- ・環境保全措置の内容を踏まえ、環境影響の重大性の程度を把握する。

予測範囲は、構造物の設置等による重要な種等の消失を予測することから、事業実施想定区域又は必要に応じて設定した地域とする。

ii) 施設の稼働（温排水）

- ・温排水拡散推定範囲（海表面3℃上昇域）と干潟、藻場、サンゴ礁の分布位置から、環境影響の重大性の程度を把握する。温排水の拡散推定範囲（海表面3℃上昇域）は、温排水の総熱量と拡散面積との関係より推定する。
- ・環境保全措置の内容を踏まえ、環境影響の重大性の程度（温排水拡散範囲（海表面3℃上昇域））を把握する。

予測範囲は、温排水の拡散による重要な種等への影響を予測することから、放水口近傍の海域とする。

5) 評価の手法

評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合は、複数案ごとに環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較する。

複数案が設定されていない場合は、重要な種等に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。

i) 地形改変及び施設の存在

具体的には、以下の視点での評価を行う。

- ・重要な種等の分布する海域の直接改変の有無
- ・重要な種等の分布する海域の直接改変がある場合は、改変面積の最小化の検討

ii) 施設の稼働（温排水）

具体的には、以下の視点での評価を行う。

- ・温排水拡散推定範囲が重要な種等の分布する海域に及ぶ可能性

(8) 生態系（海域の生態系は除く。）

1) 調査すべき情報

自然林、湿原、里地里山、水源涵養林、防風林、干潟、社寺林、屋敷林等の重要な自然環境のまとまりの場の分布

2) 調査の基本的な手法

入手可能な最新の文献その他の資料により、重要な自然環境のまとまりの場の分布を整理する。文献その他の資料には、次のようなものがあげられる。なお、必要に応じて、専門家等への聞き取り調査を行う。

- i) 自然林、湿原等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境

- ・「環境白書」（地方公共団体）
 - ・「日本の重要湿地500」（環境省）
 - ・「自然環境保全基礎調査」（環境省）
 - ・「モニタリングサイト1000」（環境省）
 - ・「保護林」（林野庁）
 - ・環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム（環境省）
 - ii) 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境
 - ・「里なび」（環境省）
 - iii) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等のうち、地域において重要な機能を有する自然環境
 - ・「土地利用基本計画図」等の保安林、保護林の位置図（林野庁、地方公共団体）
 - ・「土地保全図」（国土交通省）
 - iv) 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境
 - ・文化財指定状況（文化庁、地方公共団体）
- 上記のほかに、航空写真、生物多様性地域戦略（地方公共団体）等も参考になる。

3) 調査の対象とする地域

事業実施想定区域又は必要に応じて設定した地域とする。

4) 予測の基本的な手法

予測は文献その他の資料から得られた情報をもとに、事例の引用又は解析により環境影響の重大性の程度を把握するが、基本的な手法としては次のようなものがあげられる。

- ・事業実施想定区域と重要な自然環境のまともりの場の分布位置との重ね合わせ（オーバーレイ）により、直接改変がある場合は想定される改変面積により、環境影響の重大性の程度を把握する。
- ・環境保全措置の内容を踏まえ、環境影響の重大性の程度を把握する。

予測範囲は、構造物の設置等による重要な種等の死傷・消失を予測することから、事業実施想定区域又は必要に応じて設定した地域とする。

5) 評価の手法

評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合は、複数案ごとに環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較する。

複数案が設定されていない場合は、重要な自然環境のまともりの場に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。具体的には、以下の視点での評価を行う。

- ・重要な自然環境のまともりの場の直接改変の有無
- ・重要な自然環境のまともりの場の直接改変がある場合は、改変面積の最小化の検討

(9) 景観

1) 調査すべき情報

主要な眺望点及び景観資源の分布、眺望景観

2) 調査の基本的な手法

入手可能な最新の文献その他の資料により、眺望点及び景観資源の分布、眺望景観を整理する。文献その他の資料には、次のようなものがあげられる。

- ・「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」(環境庁)
- ・地方公共団体選定の「景観100選」
- ・景観法指定状況(国土交通省、地方公共団体)
- ・文化財指定状況(文化庁、地方公共団体)

上記のほかに、観光パンフレット、地方公共団体ホームページ等も参考になる。

3) 調査の対象とする地域

事業実施想定区域及びその周囲とする。周囲については地域の視程等を勘案して、事例を参考に同程度の範囲を設定する。

4) 予測の基本的な手法

予測は文献その他の資料から得られた情報をもとに、事例の引用又は解析により環境影響の重大性の程度を把握するが、基本的な手法としては次のようなものがあげられる。

i) 眺望点及び景観資源

- ・事業実施想定区域と眺望点及び景観資源の分布位置との重ね合わせ(オーバーレイ)により、直接改変がある場合は想定される改変面積により、環境影響の重大性の程度を把握する。
- ・環境保全措置の内容を踏まえ、環境影響の重大性の程度を把握する。

予測範囲は、構造物の設置等による眺望点及び景観資源の消失を予測することから、事業実施想定区域とする。

ii) 眺望景観

- ・事業実施想定区域と眺望点及び景観資源の分布位置により、施設の存在による眺望点から景観資源を眺望する視野の遮蔽・阻害の程度を把握する。
- ・環境保全措置の内容を踏まえ、環境影響の重大性の程度を把握する。

予測範囲は、地域の視程等を勘案して、既存事例を参考に同程度の範囲を設定する。

5) 評価の手法

評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合は、複数案ごとに環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較する。

複数案が設定されていない場合は、眺望点及び景観資源、眺望景観に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。

i) 眺望点及び景観資源

具体的には、以下の視点での評価を行う。

- ・眺望点及び景観資源の直接改変の有無
- ・眺望点及び景観資源の直接改変がある場合は、改変面積の最小化の検討

ii) 眺望景観

具体的には、以下の視点での評価を行う。

- ・構造物等の存在による眺望景観の遮蔽、障害の有無

(10) 人と自然との触れ合いの活動の場

1) 調査すべき情報

人と自然との触れ合い活動の場の分布

2) 調査の基本的な手法

入手可能な最新の文献その他の資料により、人と自然との触れ合い活動の場の分布を整理する。文献その他の資料には、次のようなものがあげられる。

- ・「国土数値情報 観光資源データ」(国土交通省)

上記のほかに、観光パンフレット、地方公共団体ホームページ等も参考になる。

3) 調査の対象とする地域

事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内の地域とする。

4) 予測の基本的な手法

予測は文献その他の資料から得られた情報をもとに、事例の引用又は解析により環境影響の重大性の程度を把握するが、基本的な手法としては次のようなものがあげられる。

- ・事業実施想定区域と人と自然との触れ合いの活動の場の位置の重ね合わせ(オーバーレイ)により、直接改変がある場合は想定される改変面積により、環境影響の重大性の程度を把握する。

- ・環境保全措置の内容を踏まえ、環境影響の重大性の程度を把握する。

予測範囲は、構造物の設置等による人と自然との触れ合い活動の場の消失を予測することから、事業実施想定区域とする。

5) 評価の手法

評価は、構造等に関する複数案が設定されている場合は、複数案ごとに環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較する。

複数案が設定されていない場合は、人と自然との触れ合い活動の場に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。具体的には、以下の視点での評価を行う。

- ・人と自然との触れ合い活動の場の直接改変の有無

- ・人と自然との触れ合い活動の場の直接改変がある場合は、改変面積の最小化の検討

4 総合的な評価

構造等に関する複数案が設定されている場合の評価については、発電所アセス省令第9条第1号に基づき、選定した計画段階配慮事項ごとに複数案の環境影響を比較整理することとなっており、各案の環境に対する影響についての特徴を総括的に整理することは行いが、評価書段階で行われている環境影響の総合的な評価は求められていない。

なお、複数案が設定されている場合には、複数案ごとの環境影響の総合的な評価の結果や社会面、経済面を考慮した複数案からの絞込みの経緯を方法書以降の手続において明らかにすることが望ましい。

複数案を設定しない場合は、計画段階配慮事項についての環境影響が事業

者の実行可能な範囲で回避、低減されていること及び複数案を設定しない理由を示さなくてはならない。